

広島県土地造成事業管理規程第三号

広島県土地造成事業文書等管理規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業文書等管理規程

(趣旨)

第一条 広島県土地造成事業の管理者の権限を行う知事の保有する文書等の管理については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(文書記号等)

第二条 文書等の管理に必要な文書記号並びに帳票等及び印は、次の各号に定めるものとする。

- 一 文書記号 別表に定めるもの
- 二 帳票等及び印 広島県文書等管理規程(平成十三年広島県訓令第五号。以下「県文書等管理規程」という。)別表に定める帳票等及び印で、広島県土地造成事業の設置等に関する条例(令和四年広島県条例第二号)第五条第一項に規定する商工労働局(以下「商工労働局」という。)の機構等に応じ適宜変更したもの

(県文書等管理規則及び県文書等管理規程の準用)

第三条 前条に定めるもののほか、文書等の管理については、広島県文書等管理規則(平成十三年広島県規則第三十一号。以下「県文書等管理規則」という。)の規定(第一条の規定を除く。)及び県文書等管理規程の規定(第九条、第十四条、第二十三条第一項第二号、第二十八条第四項ただし書、第三十条ただし書の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規則又は規程の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

県文書等管理規則		第二号第一項	知事部局	商工労働局
第二条第一項	第二条第二号	広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)第二条第二項に規定する本庁	広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)第二条第二項に規定する本庁	広島県土地造成事業組織規程(令和四年土地造成事業管理規程第一号)第二条第二項に規定する本庁
第二条第四号		広島県行政組織規則第四条、第五条及び第十八条の課	広島県行政組織規則第四条、第五条及び第十八条の課	広島県土地造成事業組織規程第四条の課
第四条第一項		総務局総務課の長(以下の課	総務局総務課の長(以下の課	広島県土地造成事業の課

		県文書等管理規程					
第三十四条	第十条第一項、第四十九条	第九條の二、第十条第一項及び第四項、第十一条、第二十四条第二項第一号及び第四号、第二十六条第一項第四号、第三十二条第二項並びに第三十九条	第七条、第四十八条（見出しを含む。）	第二条第一号	第十一条	第八条第三項及び第四項並びに第九条	第八条第二項
領	広島県電子文書等取扱要	総務課長	知事	総務局総務課（以下「総務課」という。）	知事	総務課長等	総務課長に
	土地造成事業における電子文書等取	商工労働総務課長	業の管理者の権限を行う知事	商工労働総務課	広島県土地造成事業の管理者の権限を行う知事	商工労働総務課長	業組織規程第四条に規定する商工労働総務課（以下「商工労働総務課」という。）の長（以下「商工労働総務課長」という。）

別表（第二条関係）

課	文書記号
商工労働総務課 産業用地課	商土 産用
第二十七条第一項 第二十七条第二項	規則 「広島県規則」、「広島 県告示」及び「広島県訓 令」
第三十九条から第 四十三条まで	総務課長等
	規程 「広島県土地造成 事業管理規程」、 「広島県土地造成 事業告示」及び「 広島県土地造成事 業訓令」 商工労働総務課長

附則

この規程は、公布の日から施行する。